○独立行政法人福祉医療機構が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準 (平成15年10月1日何定め第4号)

改正 平成 20 年 12 月 1 日 平成 22 年 3 月 31 日

1 目的

この審査基準は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第9条第1項及び第2項の決定に関し、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、情報公開法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

2 法人文書

この審査基準において「法人文書」とは、情報公開法第2条第2項に規定する法人文書をいい、法 人文書に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添1のとおりである。

3 開示の原則

機構は、開示請求(情報公開法第4条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)があったときは、4から8までに定める場合及び事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするものとする。

4 不開示情報が記録されている場合

機構は、開示請求に係る法人文書に情報公開法第5条に規定する不開示情報(以下単に「不開示情報」 という。)が記録されている場合にあっては、9による場合を除き、当該法人文書の全部を開示しない 旨の決定(以下「不開示決定」という。)をするものとする。

開示請求に係る法人文書が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、 別添2のとおりである。

5 法人文書を保有していない場合

機構において開示請求に係る法人文書を保有していない場合は、機構は、11 の場合を除き、可能である場合には、当該開示請求を行おうとする者に対して、当該開示請求に係る開示請求書を受理する前に、この旨を説明し、その者が同意した場合は、当該開示請求書を開示請求手数料とともに返戻するものとする。当該開示請求に係る開示請求書を受理した場合は、機構は、不開示決定をするものとする。この場合において、機構は、11 の場合を除き、情報公開法第9条の書面に、当該法人文書を保有していない旨を記載するものとする。

6 開示請求の対象が法人文書に該当しない場合

開示請求の対象となるものが刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の法が適用されないものである場合においては、機構は、5の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。開示請求の対象となるものが2において規定する法人文書に該当しない場合においても、同様とする。

7 法人文書の特定ができない場合その他不適法な開示請求に対する不開示決定

開示請求に係る情報公開法第 4 条第 1 項に規定する開示請求書に形式上の不備がある場合であって、機構が同条第 2 項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合にあっては、機構は、不開示決定をするものとする。この場合において、形式上の不備があるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添 3 のとおりである。

8 他の法令による開示の実施との調整

開示請求に係る法人文書に関し、他の法令の規定により情報公開法第 15 条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(法第 16 条第 2 項の規定による場合を含む。)には、機構は、当該法人文書を当該他の法令に基づき開示するものとし、情報公開法に基づく開示は行わないものとする。

9 部分開示

機構は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添4のとおりである。

開示請求に係る法人文書に情報公開法第5条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。以下「非開示の個人情報」という。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は非開示の個人情報に該当しないものとみなして、前段と同様の取扱いとする。

10 公益上の理由による裁量的開示

機構は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

11 法人文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、機構は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的な考え方は、別添5のとおりである。

附 則(平成20年12月1日)

- 1 この伺定めの一部改正は、平成20年12月1日から実施する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)の施行の日から起算して 5 年を経過する日の前日までの間は、別添 2 第 2 の 1 の(1)中「一般財団法人、一般社団法人」とあるのは「一般財団法人及び一般社団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人」とする。

附 則(平成22年3月31日)

この伺定めの一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

別添1

法人文書に関する判断基準 [別紙参照]

別添 2

不開示情報に関する判断基準 [別紙参照]

別添3

開示請求書の記載事項に関する判断基準 「別紙参照]

別添4

部分開示の方法に関する判断基準 [別紙参照]

別添 5

存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準 [別紙参照]